

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第 3 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(見附市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第 1 条 見附市行政不服審査法施行条例(平成 2 8 年見附市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 7 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(見附市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 2 条 見附市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年見附市条例第 1 8 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 3 項中「を前条」を「を同条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第 4 項中「前項」を「第 1 項」に、「を前条」を「を同条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 見附市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 3 1 年見附市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 3 条の 2 第 3 号及び第 4 号、第 2 3 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(見附市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 4 条 見附市職員の退職手当に関する条例(昭和 3 0 年見附市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 1 4 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 1 5 条第 1 項第 1 号並びに第 1 7 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(見附市特別職の職員の退職手当支給に関する条例の一部改正)

第 5 条 見附市特別職の職員の退職手当支給に関する条例(昭和 4 1 年見附市条例

第 3 9 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 6 条 見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和 4 1 年見附市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、見附市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年見附市条例第 1 8 号)附則第 3 条第 3 項及び第 4 項の規定により罰則を適用する場合並びに同条例附則第 4 条の規定により廃止前の見附市個人情報保護条例(平成 1 1 年見附市条例第 2 1 号)の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 6 7 号)第 2 条の規定による改正前の刑法(明治 4 0 年法律第 4 5 号)第 1 2 条に規定する懲役が含まれるときは、その刑と刑期を同じくする有期拘禁刑とする。